

議事概要	
会議の名称	令和7年度第1回長久手市子ども・子育て会議
開催日時	令和7年7月17日（木）午後2時から午後4時まで
開催場所	長久手市会議室棟2階 H会議室
出席者氏名 (敬称略)	【委員】 会 長 石橋 尚子 委 員 加藤 貴裕 委 員 横井 勇二 委 員 渡邊 明実 委 員 古橋 完美 委 員 樋口 ひろみ 委 員 大井 雅夫 委 員 神部 めぐみ 委 員 見田 喜久夫 委 員 鈴木 タオ 委 員 柳野 千鶴 【事務局】 子ども部長 子ども政策課長 子ども政策課長補佐兼子ども政策係長 子ども政策課主任 子ども未来課長 子ども未来課長補佐兼児童係長 子ども未来課保育係長 子ども家庭課長 子ども家庭課長補佐（家庭、母子保健担当）兼家庭係長 子ども家庭課長補佐（療育支援担当） 子ども家庭課母子保健係長
欠席者(敬称略)	委員 片野 直之、委員 朴 信永
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	1 あいさつ 自己紹介 2 「長久手市子ども・子育て会議」の役割について（令和7年度・8年度） 3 会長の選出及び職務代理者指名 4 議題 (1) 子ども・子育てに関する市の取組 ア 令和7年度の主な事業 イ 第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の進捗確認及び第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の事業概要

	(2) (仮称) 長久手市子ども条例の制定に向けた取組 5 その他
問合せ先	長久手市役所子ども部子ども政策課 電話 0 5 6 1 - 5 6 - 2 5 5 5

議事録	
子ども部長	(あいさつ)
	「長久手市子ども・子育て会議」の役割について（令和 7 年度・ 8 年度） （資料に沿って、事務局より説明。） 会長の選出及び職務代理者指名
事務局 (子ども政策課)	議題に入る前に、本会議の会長の選出をいたします。会長の選出は、長久手市子ども・子育て会議条例第 5 条の規定で、互選により定めることとしております。どなたか推薦はございませんか。
委員	石橋委員を推薦します。
事務局 (子ども政策課)	石橋委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。 賛同される方は拍手をお願いします。 (委員全員拍手) 皆様の賛同をいただきましたので、石橋委員に会長をお願いします。
事務局 (子ども政策課)	それでは、条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、職務代理者の指名を会長にお願いします。
会長	職務代理者については、見田委員を指名させていただきます。
事務局 (子ども政策課)	それでは、見田委員、職務代理者をよろしく願いいたします。 (見田委員了承) 議題 1 子ども・子育てに関する市の取組（ア 令和 7 年度の主な事業） (資料に沿って、事務局より説明)
会長	事務局から説明がありました。ご意見やご質問はありませんか。

委員	3点質問させていただきます。 1点目は、「保育料の軽減」を拡大する件について「軽減」ではなく「無償化」にできないのでしょうか。 2点目は「放課後の子どもの居場所拡充事業」についてです。委託費が高いと思ったのですが金額の妥当性について教えていただきたいです。 3点目は「長久手市こども条例制定事業」についてです。市民にとってどの課題がこの条例によって解決されるのかがわかりにくかったので、条例を制定する目的を教えてくださいませんか。
事務局 (子ども未来課)	1点目の「軽減」ではなく「無償化」にできないか」についてですが、財政状況等を考慮しながら慎重な検討が必要です。 現時点では、愛知県の基準に合わせた制度にしていきたいと考えています。 また、所得状況に応じた軽減措置を行っており、対象者によっては保育料が無償となる場合もあります。
委員	他市では、無償化しているところもあるので、財政上のやりくりが必要だと思いますが、検討いただきたいです。
事務局 (子ども未来課)	2点目の「委託費の妥当性」について、委託にあたっては、プロポーザル方式を用い、金額、事業内容を総合的に評価したうえで事業者を選定しています。また、委託費については、市のこれまでの実績や標準的な算定基準に基づいて積算し、妥当性を確認しています。業務委託することによって、利用時間を延長したり、利用コースの選択の幅が広がったり、定員も増加するなど、費用対効果の観点からも適切な委託ができていると考えています。
委員	具体的な事業内容がわからないため、教えてほしいです。
事務局 (子ども未来課)	「ながくてひろば」では、親が就労されていて、保育の必要なこども向けの「児童クラブ」と、就労の有無に関係なく放課後のこどもたちの居場所を提供する「放課後子ども教室」があります。放課後子ども教室では工作、読み聞かせ、英会話、科学教室等の様々なプログラムを実施しています。
委員	具体的な事業内容について、調べてもわからなかったなので、適切な情報提供が必要かと思います。
事務局 (子ども未来課)	今後、事業を実施するうえでの参考にさせていただきます。

委員	過去に、市のホームページで放課後子ども教室に関するボランティア募集の案内を見て、市に電話したところ、委託先の事業者を案内されました。 その後、委託先の事業者に電話したのですが、担当者不在のため、折り返すとの話があったものの、その後、連絡はありませんでした。 ボランティアの内容も知ることができず、断念したことがありました。ボランティアに興味を持った方が、もっと子育て支援に関われるようになると良いと思います。
事務局 (子ども未来課)	事業者から折り返しのご連絡がなかったことは、大変申し訳ありませんでした。こちらの件については、今の話を事業者に伝えるとともに、以後このようなことがないように、対応していきたいと思います。 放課後子ども教室に関するボランティアについては、プログラム毎でボランティアの募集枠が異なるため、希望されるボランティアの受け入れができない場合もあることについて、ご容赦いただきたいと思います。
会長	せっかく協力しても良いと言う方がいたのに、このような結果になってしまうのは、残念ですので、風通しのよい仕組みづくりが重要だと感じました。 委託すると事業者のみの判断に限られてしまうため、市民の目がしっかりと行き届くよう、便宜を図っていただけると良いと思いました。
事務局 (子ども政策課)	3点目の「こども条例の制定の目的」は、児童の権利に関する条例やこども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利を保障し、こども施策を推進することです。 条例を制定することの目的についてですが、大きくは、3つあると考えています。 1つ目は「理念の明確化」です。市内外に本市がこどもを大切にするまちであることを発信することができます。 2つ目は条例に基づいてこどもの権利に関する啓発や具体的な取り組みが推進できると考えています。 3つ目は大人もこどもも、こどもの権利について改めて意識しながら生活を送り、地域づくりに取り組んでいくことができます。
委員	1つ目にあげられた「理念の明確化」については、既に、第3期子ども子育て支援事業計画で示されているように感じました。 2つ目にあげられていた「啓発や取り組みの推進」についても、既に計画が立てられているので、なぜ改めて、条例を制定する必要があるかが、理解できませんでした。

事務局 (子ども政策課)	こどもの権利の「理念」と言っても、象徴的で、分かりにくい部分が、あるかと思います。本日の議題(2)では、こども条例について詳しく説明するとともに、こども条例の制定に向けた、市の取組についても説明させていただきます。
会長	他にご意見やご質問はありませんか。
委員	資料２－１の「３ 放課後の子どもの居場所拡充事業」についてですが、児童クラブの事業委託費（学童保育所）と児童クラブ等民間委託（ながくてひろば）は定員によって金額が決まっているのですか。比較すると、委託費が２倍程の差があります。
事務局 (子ども未来課)	費用の差については、定員というよりも箇所数が異なるため、費用に差が生じています。学童保育所は４小学校区で実施しているのに対し、ながくてひろばは６小学校区で実施しています。また、ながくてひろばは「児童クラブ」と「放課後子ども教室」の２つの事業を実施しているため、委託費が２倍程の差となっています。
会長	他にご意見やご質問はありませんか。
委員	こども条例の制定について、私たちの普段の生活では、理念の必要性を感じる機会が少ないと思います。実際、この資料を見ただけでは、条例の必要性を理解するのは難しいと思います。 ただ、私自身、様々な境遇のこどもと接する中で、こども条例の理念は、とても重要なことを示していると思います。 しかし、それをただ掲げるだけではなく、それを誰もが目にして、いつもそばにあるという状態にすることが大事だと思います。
会長	私たちの行動や発言には、それぞれ「理念」が根っこにあります。それを具現化し、落とし込んでいくことが重要です。抽象論だけで終わってしまうと誰にも響かないので、市民一人ひとりに響く形にしてくる努力を私たちはしていかなければなりません。 他にご意見やご質問はありますか。
委員	資料１－２、７ページ目の「量の見込みと確保方策」についてですが、「見込み量」と「提供量」が一致している事業と、「見込み量」よりも「提供量」が多い事業があります。数字が一致しているところと不一致のところがありましたので疑問に思いました。 なぜ、このような違いが生じているのでしょうか。

事務局 (子ども政策課)	こちらは、事業毎で「見込み量」と「提供量」の算出方法が異なります。事業によっては、申し込みに対して、提供する場合があります、そうすると、おのずと「見込み量」と「提供量」が一致することになります。
委員	それは、申し込みが想定「見込み量」を超えた場合は、それに合わせて「提供量」も増やすということですか。
事務局 (子ども政策課)	申し込みが多ければ、その分、「提供量」も増えることになります。 「見込み量・提供量」はあくまで、過去の実績等から、予測される需要を数値として設定しています。そのため、「見込み量・提供量」を超えたしても、財源や人員等の許す限りは、事業を継続して実施していく方針です。
会長	他にご意見やご質問はありますか。
委員	先ほどの「こども条例」に関する発言を聞いて、思ったのですが、私が携わっている幼稚園は私立の幼稚園なので、理念をもとに運営をしています。 保護者の方から「どんな幼稚園ですか」と聞かれた際には理念を明文化して言葉としてお伝えすることが大切なことだと感じています。どんな活動であっても、理念は欠かせないものだと感じています。
委員	私も理念は大事なものだと考えています。会社でビジネスを行ううえでも、商品に理念が反映されて、それに共感して購入してくださるという点からも、理念の重要性を感じています。 ただ、今回の「こども条例の制定」については、既に「子ども・子育て支援事業計画」があり、その中に基本理念が示されているなかで、改めて条例を制定するメリットがあるのか、理解できなかったため、質問をさせていただきました。 議題１ 子ども・子育てに関する市の取組（イ 第２期長久手市子ども・子育て支援事業計画の進捗確認及び第３期長久手市子ども・子育て支援事業計画の事業概要について） (資料に沿って事務局より説明)
会長	ご意見やご質問はありませんか。
委員	資料２-２について、右側の項目に「課題や今後の方向性」と書かれていますが、課題と方向性はで別々に書かれた方が良いと思いました。事務局からのご説明では、「課題」と「今後の方向性」を分けて、説明されていたの

	で、分かれていた方が資料として見やすいと思います。 また、各事業について、数値的な目標が計画上あるのでしょうか。
事務局 (子ども政策課)	資料2-2ですが、89もの事業の説明が必要であり、情報量が多くなってしまうため、分かりやすくシンプルにすることを意識して作成しました。 また、事業によっては、受け入れ体制を継続して実施することで、市民のニーズに答えていくものもあります。そのような事業については、課題を記載するのが難しいため、「課題や今後の方向性」を1つの欄にまとめたという経緯があります。 この資料について、次回作成時は、第3期計画をベースに作成するため、改めて、表の見出しについても検討したいと思います。 各事業の目標値については、第3期計画の本編に、各事業の令和11年度の目標値を定めています。ホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照頂ければと思います。
会長	資料の作り方はとても大事です。課題が無ければ、「なし」や空欄とし、ある場合のみ、課題を書けば良いと思います。一目でわかることが、膨大な資料を見ていくうえで重要と思うので、なるべく視覚的にも見やすく、頭の中で整理しやすい形にしてもらえると良いと思います。
委員	No.34 親子関係形成支援事業では「令和11年度から事業開始の予定です」と書かれています。こちらの事業は、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を持っている人への支援とのことですが、この事業の対象に乳幼児は含まれますか。
事務局 (子ども家庭課)	No.34 親子関係形成支援事業についてですが、国が示す制度上は、児童を対象としています。現状、本市で実施予定の対象年齢については、決まっていません。こちらの事業は令和6年度に国から事業が示され、今後、事業実施に向け、準備を進めていくことになります。先進的に実施している自治体の事例等を、参考にしながら検討を進め、令和11年度の開始を目指しています。
委員	No.29 子どもの預かり事業では、「継続して実施し、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」との整理を行います。」と書かれていますが、具体的にはどのような整理なのですか。
事務局 (子ども家庭課)	No.29 子どもの預かり事業は、就労等の要件もなく、理由を問わず、こどもを預けることができる事業です。 そのため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）と目的や、対象

	の年齢も重なっている部分があり、両事業を整理して、「こども誰でも通園制度」に移行していきたいと考えています。
会長	No.10 育休退園制度廃止の拡大についてですが、前回、保護者へのアンケート調査を実施した際にも、市民から非常に強い要望がありました。そのため、これから実施していくことは良いことだと思います。 ただ、現在入園しているこどもの親にとっては非常にありがたい制度ですが、2歳から入園したいこどもの親にとっては、入園しているこどもが、退園しないことにより、その分の定員が空かないため、入園できなくなる可能性があります。その分の定員は必要に応じて拡充していくという理解でよろしいでしょうか。
事務局 (子ども未来課)	長久手市においては、以前は待機児童が2桁に達していた時期がありましたが、令和6年度に民間2園が開園し、その後、待機児童が解消されています。 待機児童が解消した状況を踏まえ、育休退園制度廃止の拡大を実施することとなりました。
会長	市として適切に検討されており安心しました。他市町では、育休退園制度の廃止に伴い、影響がでていることで問題になっているので、長久手市はどのように考えているのか質問させていただきました。 ご意見やご質問はありませんか。
委員	長久手市の子育て支援は近年、非常に充実してきたと感じています。しかし、実際に子育てしている保護者がこうした事業の存在を知らないことが多いのが現状です。子育てで困った時に長久手市のホームページを見るのですが、欲しい情報にたどりつかないことが多いです。
事務局	子育て支援制度の周知については、我々も課題だと認識しておりますので、今後周知するうえでの参考にさせていただきたいと思います。
	議題2 (仮称) 長久手市こども条例の制定に向けた取組 (資料に沿って事務局より説明)
会長	事務局から、こども条例についての説明がありましたが、ここで、みなさんがこどもの頃、「こどもの権利」が守られていないと感じて、「モヤっと」した場面について(以下、「【①】」とする)と、「こどもの権利」を守るうえで大人たちが「大切にすべきこと」「できること」(以下、「【②】」とする)について順番に発言をお願いします。

委員	【①】自分のこどもの頃を振り返っても、「こどもの権利」が守られていないと感じた場面はあまり覚えておらず、思い当たりませんでした。欲しいものというよりも、必要なものは買ってもらえていましたし、やりたいことはやらせてもらっていた、記憶があります。 【②】自分のこどもと接する際には、自分が母親にしてもらったように、こどもの話を丁寧に聞くことを意識しています。 小学生のこどもは、まだ自分の思いをうまく表現できないため、なぜ必要なのかを具体的に投げかけ、導くよう心がけています。具体的に問いかけながら話を聞き、理不尽に断られたと感じさせないように論理立てて説明するようにしています。最後まで納得するまで話し合うことが大切だと考えています。話す際は、感情が高ぶって、大きな声を出さないよう心がけています。
委員	【①】と【②】を合わせて話します。 「こどもだから」という理由で、何でも断られ、済まされていたような感覚はありました。こどもひとりでは参加できない、出席できない、何時以降は外に出てはいけない等、理由があるものもありますので、仕方ないのですが、当時の自分からすると納得のいかない場面が多かったです。 私の職場にも、小学生が来ることがありますが、受け入れづらい場面もあります。そのときに「こどもだから」で済ませるのではなく、こどもであっても、どうして「受け入れることができないか」を言葉で説明することが大事だと思っています。
委員	【①】こどもの頃のことを思い出すと、ある先生に「あなたを見るとイライラする」と言われたことがありました。他の子と同じことをしていても「あなたがやると怒れる」と言われました。自分がやったことに対して叱られるのであれば、納得できるのですが、意味もなく先生の好き嫌いによって叱られた経験がありました。 【②】私は、小学校の低学年のクラスにボランティアで月に1度行く機会があるのですが、ある時、こどもから「なんで来ているの」と聞かれました。 「あなたたちが、かわいいから会いに来たんだよ」と伝えると嬉しそうな顔ををしたのが印象的でした。自分の存在を認めてあげることが大事だと思います。
委員	【①】と【②】を合わせて話します。 こどもは周囲の空気を読み取り、大人が喜ぶことを意識して話すことがあります。 私がこどもの頃も、そうした空気に沿った形で話していました。そういった雰囲気を作らないことが大事だと思います。こどもが話やすい雰囲気を作ること、成長の段階に合わせた説明をすること、どんな気持ちでいるかを言

	葉にして返してあげる、よく話を聞くこと、表情を見ること、普段の生活の様子を見ることが大事だと思います。 何より、こどもの目線に立ち、こどもの気持ちをよく聞き、理解して、こどもが理解できる言葉で返して、こどもが理解しているかを確認していくことが大事だと思います。
委員	【①】私の時代は管理教育の全盛期であったので、モヤっとというよりは、理不尽に感じる事が多くあった記憶があります。例えば、連帯責任として居残り掃除をさせられたり、集会の時に男子は学生服なので体育座りでよかったのですが、女子はスカート着用を理由に正座を強いられていました。学校は楽しいこともありましたが、「この3年を耐えれば」と常に思いながら過ごしていました。 【②】こどもの気持ちをきちんと聞くことと、こども目線を忘れないことが大切だと思います。誰しもこどもだった頃があり、当時はいろいろな思いを抱いていたはずで。そうした経験を踏まえ、大人になるにつれて、自分以外の人の気持ちに思いが至るようになったり、培ってきた経験や得てきた知識があるので、そうしたものをこどもたちのために活かしていくことが大切だと思います。
委員	【①】自分が大切にされていないと感じたときにモヤっとしました。 【②】こどもたちの身になり気持ちに寄り添い、その意見に耳を傾け、可能な限り叶えていくことが大切だと思います。
委員	【①】幼稚園に通っていた頃に、粗相をしてしまった際に強く叱られたことが、今でも嫌だった記憶として残っています。 【②】私は、どんなに小さなこどもでも、自分の気持ちがあることを日々実感しています。まずはこどもの気持ちに耳を傾けること、そして第三者の大人が受け止めてあげることが大切です。こどもが安心できる環境や関わりをつくること、ひとりひとりを大切にすることということが大切だと思います。
委員	【①】私は中学校へ入学する際、髪型の規則があり、髪型を強制的に変えられるという経験をしました。当時の私は、特に疑問にも思わず当たり前のように入っていました。自分には似合わず、不快感がありました。 また、中学校の制服であるプラスチック製の詰襟も窮屈で不快でしたが、当たり前のこととして疑問は抱きませんでした。今振り返ると、気持ち悪いことをさせられた、と思います。 【②】よく「世界平和は我が家から」と言われるように、こどもの育ちは家庭環境によって大きく影響されます。そのような中で、自分自身ができることは、まずは、自分の家族を守ることだと考えています。ひとりひとりがそ

	うした心がけを持つことがこどもの権利が大切にされる世界につながっていくのではないのでしょうか。
委員	【①】私が高校生だった頃、制服のボタンが別売りだったので、節約のため、中学生の時に使っていた制服のボタンを使用したところ、生活指導の先生に頭ごなしに買えと言われて怒られました。私の理由を説明する機会も与えられず悔しい思いをしました。 また、駐輪場の掃除を自主的に行った際には、近隣の方から、いたずらをしていると誤解され、その話が親に伝わり、親から怒られたことがあります。親には理由を説明したものの納得してもらえず、理不尽な思いをしました。「こどもだから」という理由で真剣に取り合ってもらえないという経験をしました。 【②】大人になってから振り返ると、学校の授業では、勉強を教えてもらえますが、社会で必要なことは、あまり教えられていなかったように思います。こども一人ひとりに合わせた柔軟な教育があると良いと思います。 また、こどもと大人の境界は難しいと感じています。発達過程は個人差があるので、一人ひとりに向き合って、自分がこどもに抱いている固定観念をはずしたうえで接するという意識が大事だと思います。こどもが「やってみよう」という気持ちを持っていたら、それを応援する姿勢が必要だと思います。
委員	【①】給食で苦手なものが出た時に、掃除の時間になっても「最後まで食べなさい」と言われたことがあります。 【②】「こどもの権利」を大切にするためには、まず、大人がこどもの話にしっかりと耳を傾けることが大切だと思います。そして、大人の判断だけで良し悪しを決めないようにすること。こどもにも理由があるので、しっかりと聞く姿勢が大切です。加えて、こどもは発達の途上にある存在であることを大人がしっかりと認識しておくべきです。
会長	【①】校内の弁論大会で優勝したことを祖父に報告したところ、「女のくせに口で人に勝つな」などと叱責されました。「女とこどもは、はいはいと言うことを聞いていれば良い」「お前にはその素直さが無い」と繰り返し言われ、心身ともに石のように固まりました。「こどもだから」というだけでなく「女だから」も加わり、より強く抑えつけられ、非常に辛い経験をしました。 【②】どんなに小さなこどもであっても、思いや考えがあります。大人はそれをきちんと聞き出し、言葉にならない気持ち、表現できない思いを聞き出し、できる限り、叶えてあげる努力を大人がすべきです。叶えられない場合には、その理由をこどもに分かる形で説明することが大切です。大人が勝手

	に判断してしまうのではなく、最善の努力をして、こどもが理解できるように説明をする等の基本的なことを大人がやっていかなければならないと思いました。 さらに、こどもがこどもらしく生きれるよう、環境を整えることが大人の責務であると感じています。発達は階段の登り降りなので、それぞれの成長の時期で楽しめるような環境づくりを大人たちが作っていく義務があります。 「議題２（仮称）長久手市こども条例の制定に向けた取組」について、ご意見やご質問はありませんか。
委員	資料の説明から、「第３期長久手市子ども子育て支援事業計画」は「子育て支援」を重要視した計画であるに対し、こども条例は「こどもの権利」の保障を目的とした、こどもに寄り添った施策の推進のための条例であると捉えました。 そのような理解で問題ないでしょうか。
事務局 (子ども政策課)	条例の理念は様々な考え方があるので一概には言えませんが、その考えで問題ありません。
会長	「こどものことを、こどもに聞く」ことは基本的なことであり、大事にしなければいけません。これまでなかなか実践されてこなかったと感じています。こどもたちの声がしっかりと反映され、長久手市がさらによいまちになることを願っています。また、私たちも、できるところから一歩ずつ始めていきたいと思います。 それでは、進行を事務局にお戻しします。ありがとうございました。
事務局 (子ども政策課)	それでは、本日いただきました委員の皆さまの意見は、本市のこども・子育て施策に反映させていただきます。 この会議の会議録は手続きを経ましてホームページに掲載していきます。 本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただきましてありがとうございました。本日の会議はこれで終了をさせていただきます。 ありがとうございました。